

豊岡市障害者計画 (素案)

平成 28 年 12 月
豊岡市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 国の動向	1
(2) 兵庫県の動向	2
(3) 市の取組み	2
(4) 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格と位置づけ	3
(1) 計画の法的な位置づけ	3
(2) 他計画との関係	3
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
(1) 豊岡市障害者福祉計画策定委員会の設置	6
(2) グループインタビューの実施	6
(3) 豊岡市障害者自立支援協議会の意見聴取	6
(4) パブリックコメントの実施	6
5. 障害のある人等の現状と課題	7
(1) 人口	7
(2) 障害のある人の状況	8
(3) グループインタビュー調査のまとめ	13
(4) 豊岡市障害者自立支援協議会の意見聴取	15
(5) 進捗状況	16
(6) 障害者福祉の主な課題	18
第2章 計画策定の基本的な考え方	20
1. 基本理念	20
2. 基本目標	21
第3章 施策の展開方向	22
1. 施策の体系	22
2. 施策の展開	23
1. 「自己実現」できるまちづくり	23
(1) 教育の充実	23
(2) 雇用・就労の促進	25
(3) 社会参加・生きがいづくり	27
2. 「人と人が支え合う」まちづくり	29

(1) 広報・啓発	29
(2) 人材育成・確保	31
(3) ネットワークづくりの推進	32
3. 「いつでもどこでも相談できる」まちづくり	33
(1) 権利擁護の推進	33
(2) 相談体制・情報提供の充実	34
(3) 障害の早期発見・早期対応	36
4. 「地域で生活できる」まちづくり	38
(1) 保健・医療の充実	38
(2) 精神保健施策の推進	39
(3) 生活支援の充実	40
(4) 家族等介護者の支援	42
5. 「安全で安心して暮らせる」まちづくり	43
(1) 福祉のまちづくり	43
(2) 防犯・防災施策の促進	45
第4章 計画の推進体制	47
資料編	48
用語解説	49
豊岡市障害者福祉計画策定委員会設置要綱	53
豊岡市障害者福祉計画策定委員会 委員名簿	55
豊岡市障害者計画策定に係る グループインタビュー結果報告書	57
Aグループ（肢体障害・内部障害）	57
Bグループ（視覚障害）	59
Cグループ（聴覚障害）	61
Dグループ（知的障害）	63
Eグループ（発達障害）	65
Fグループ（精神障害）	67
Gグループ（重症心身障害）	69
Hグループ（障害児等）	71

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

国では、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を平成 19 年 9 月に署名、平成 26 年 1 月に批准し、同条約は同年 2 月に発効しました。

条約の批准に先立ち、平成 23 年 7 月に障害者基本法が改正されました。その内容を踏まえ、平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行、同年 9 月に「障害者基本計画（平成 25～29 年度）」（「第三次計画」）が策定されました。

~~平成 25 年 9 月には「障害者基本計画（平成 25～29 年度）」（「第三次計画」）が策定され、平成 23 年度の障害者基本法改正の内容を踏まえ、施策の基本原則等が見直されました。~~

~~平成 25 年度からは、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改められました。~~

平成 28 年度には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行、発達障害者支援法の改正、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを目的としています。

発達障害者支援法では、施行から約 10 年が経過し、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われ、一人ひとりの発達障害者の日常生活や社会生活を支援し、切れ目ない支援の重要性を鑑み、共生社会の実現に資することを目的としています。

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月に公布（平成 30 年 4 月 1 日施行予定）され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障

害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が進められます。

（２）兵庫県の動向

県は、障害者基本法に規定する障害者施策に関する基本的な事項を定めた「ひょうご障害者福祉プラン」と障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの見込量と見込量の確保のための方策を定めた「兵庫県障害福祉計画」を一体的にした「ひょうご障害者福祉計画」（計画期間：平成 27～32 年度）を策定しました。

（３）市の取組み

市では、すべての人がかけがえのない存在として尊重され、人と人とのつながりが広がるまちの実現をめざし、障害者施策を総合的かつ体系的に推進するために、平成 24 年 3 月に「コウノトリとともに、すべての人が自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とする「豊岡市障害者福祉計画」を策定しました。

これまで市が進めてきた、さまざまなまちづくりや施策の根底には、「いのちへの共感」の考え方が流れており、このことを改めてまちづくりの基礎に置いて、さらにいのちへの共感を広げていくために、平成 24 年に「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を定めました。

この条例は、「命は限られている」、「命はつながっている」、「命は支えあっている」という 3 つの基本的視点に立って構成されています。

平成 29 年度からは、市内 29 地区全てで新しい地域コミュニティが立ちあがります。新しい地域コミュニティは、若者から高齢者まで、男性も女性も、多様な住民が参画しながら地域課題に対応していく地域運営の仕組みです。

（４）計画策定の趣旨

平成 19 年 3 月に「豊岡市障害者福祉計画」を策定し、すべての人が障害の有無にかかわらず地域活動に参加し、地域の人々とともに、支え合いながら生きがいをもって生活することのできるまちづくりを進めてきました。

「豊岡市障害者福祉計画」は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく「障害福祉計画」をあわせたものです。

平成 23 年度の計画見直しから 4 年が経過し、障害者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、より障害者のニーズに合った施策を着実に推進していく必要があります。

このたび、平成 28 年度末で「障害者計画」が終了するため、市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する理念、基本方針を定める「障害者計画」を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

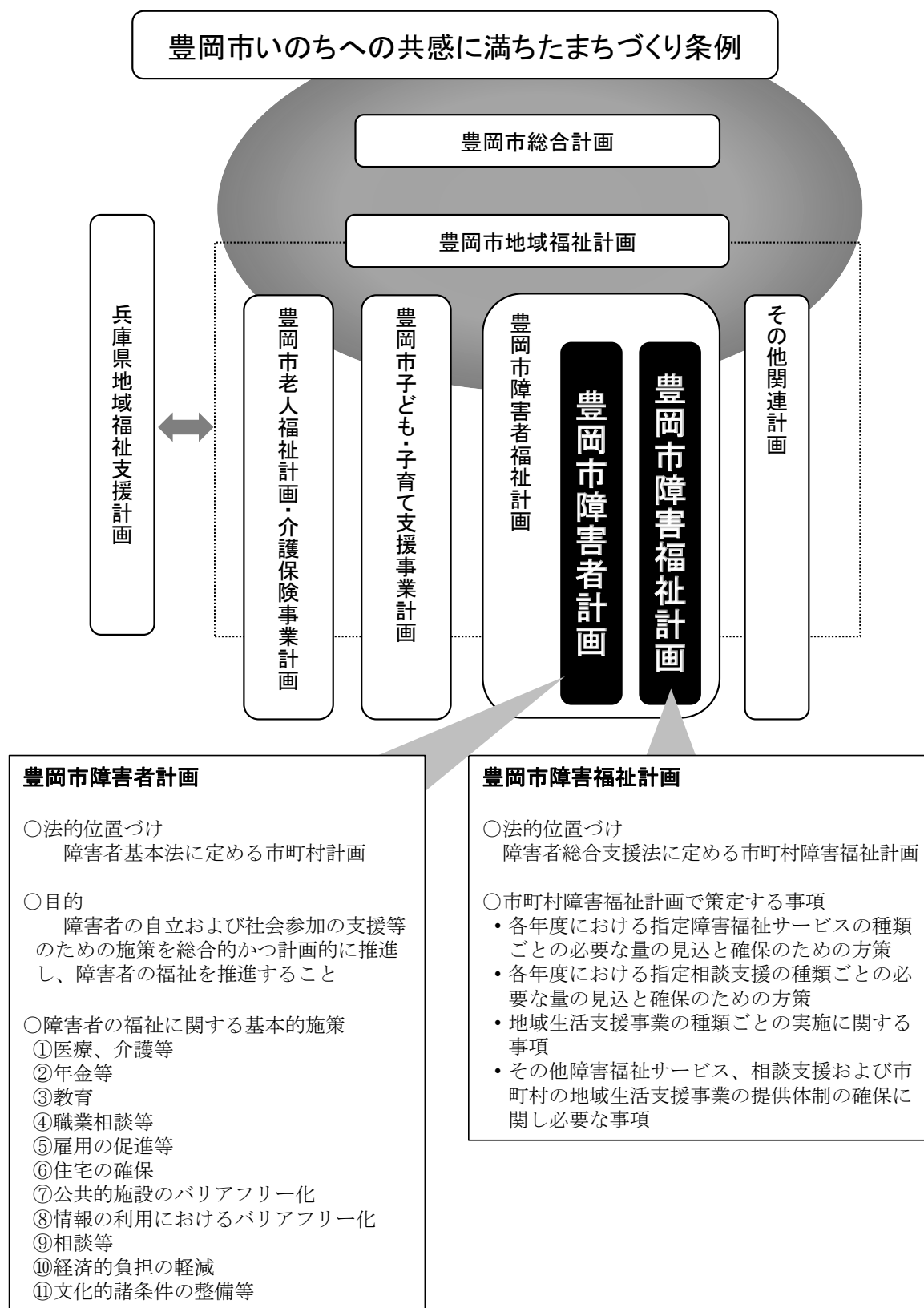
（１）計画の法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「障害者計画」として、障害者施策の基本的な計画となるものであり、今後の市における障害者施策の指針となります。

（２）他計画との関係

本計画は、「豊岡市総合計画」、「豊岡市地域福祉計画」を上位計画として、他の個別計画である「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」、「豊岡市老人福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」及びその他関連計画との整合性を図りながら推進します。

豊岡市障害者計画 概念図



3. 計画の期間

本計画の期間は第5期豊岡市障害福祉計画の見直し時期とあわせるため、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害者 計画			見直し					見直し				見直し
障害福祉 計画	第2期計画											
			見直し	第3期計画								
						見直し	第4期計画					
									見直し	第5期計画		

4. 計画の策定体制

(1) 豊岡市障害者福祉計画策定委員会の設置

計画策定にあたっては、当事者、障害者団体の代表者、地域団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、公募による市民、行政関係職員など18人で構成された豊岡市障害者福祉計画策定委員会を設置し、計画内容などについて検討しました。

(2) グループインタビューの実施

障害児・者の福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事者及び家族・支援者等が感じている課題や意見などを直接聞き、~~計画施策~~への住民参画のひとつとして実施しました。

(3) 豊岡市障害者自立支援協議会の意見聴取

豊岡市障害者自立支援協議会から、市の障害者支援の現状を踏まえた地域課題や必要な施策などを聴取しました。

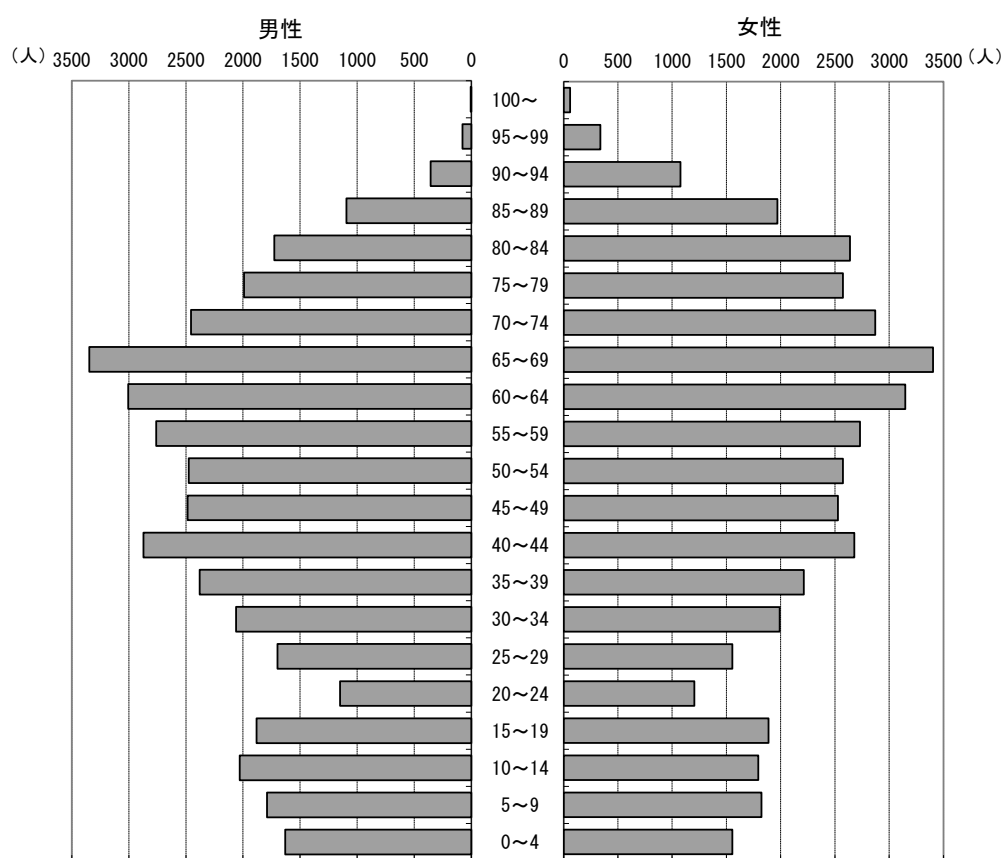
(4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、計画（案）~~についてを公表し~~、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

5. 障害のある人等の現状と課題

(1) 人口

平成 27 年度国勢調査をみると、総人口（年齢不詳を含む）は 82,250 人となっており、男性が 39,271 人（48.0%）、女性が 42,613 人（51.8%）です。年齢 3 区分別では、15 歳未満人口が 10,620（13.0%）、15～64 歳が 45,281 人（55.3%）、65 歳以上が 25,983 人（31.7%）となっています。



男性：39,271 人

女性：42,613 人

資料：「平成 27 年国勢調査結果」（総務省統計局）

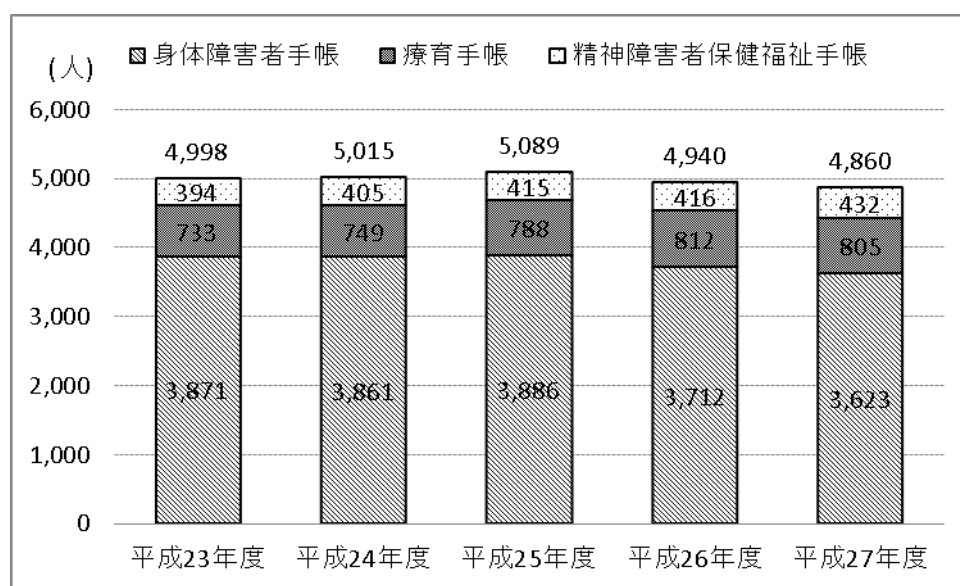
注：年齢不詳者は 366 人（内訳は、男性 223 人、女性 143 人）

(2) 障害のある人の状況

① 各種障害者手帳所持者数の推移

平成23年度から平成27年度における障害者手帳所持者の推移をみると、平成23年度から平成25年度までは毎年増加していますが、平成25年度から平成27年度までは毎年減少しています。

障害者手帳種類別にみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、増加傾向にありますが、身体障害者手帳は、平成25年度以降、減少しています。

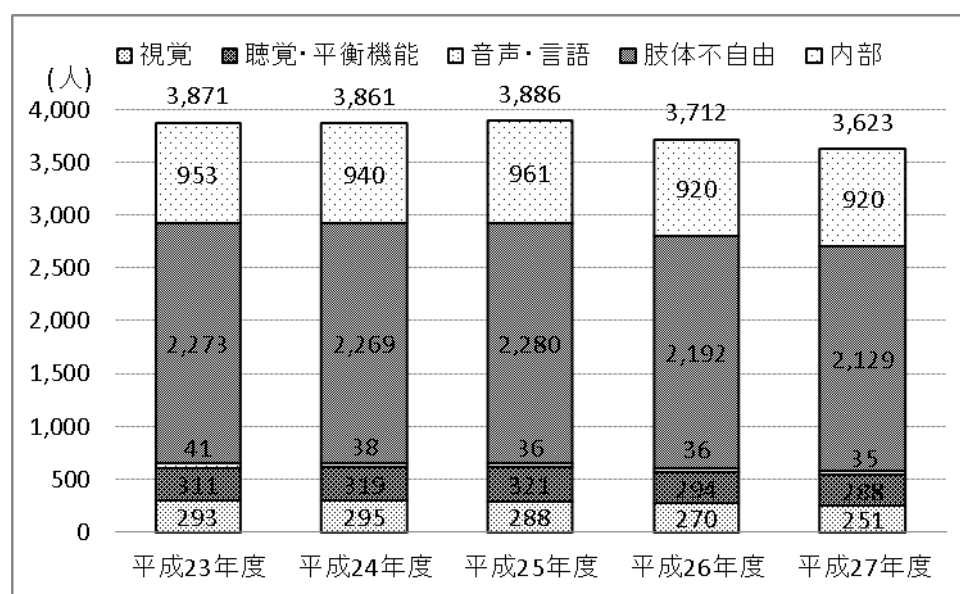


資料：豊岡市

②身体障害のある人の状況

平成23年度から平成27年度における身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年度で増減していますが、平成25年度以降は、どの種類とも減少傾向にあります。

●身体障害者手帳所持者数の推移



資料：豊岡市

●障害の種類別人数

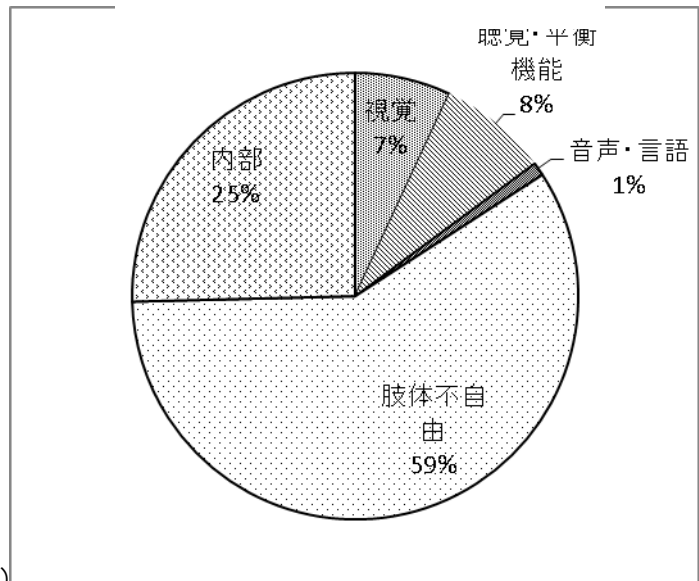
(単位:人)

区 分	障害の程度別人数	
		うち 18歳未満
視 覚	251	1
聴覚・平衡機能	288	10
音声・言語	35	0
肢体不自由	2,129	40
内 部	920	8
合 計	3,623	59

(平成28年3月31日現在)

資料:豊岡市

●障害の種類別構成比



●障害の程度別人数

(単位:人)

等 級	障害の等級別人数	
		うち 18歳未満
1級	1,029	23
2級	529	18
3級	542	10
4級	1,012	3
5級	262	2
6級	249	3
合 計	3,623	59

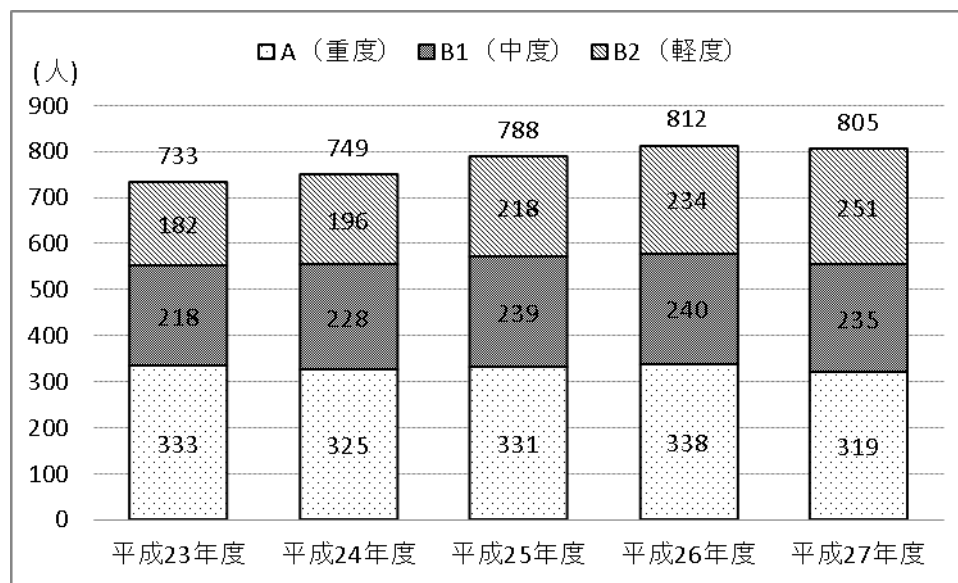
(平成28年3月31日現在)

資料:豊岡市

③知的障害のある人の状況

療育手帳所持者は、平成 27 年度では、A（重度）は 319 人、B1（中度）は 235 人、B2（軽度）は、251 人となっており、B2（軽度）のみでは平成 26 年度と比べて増加しています。

●療育手帳所持者数の推移



資料：豊岡市

●障害の程度別人数

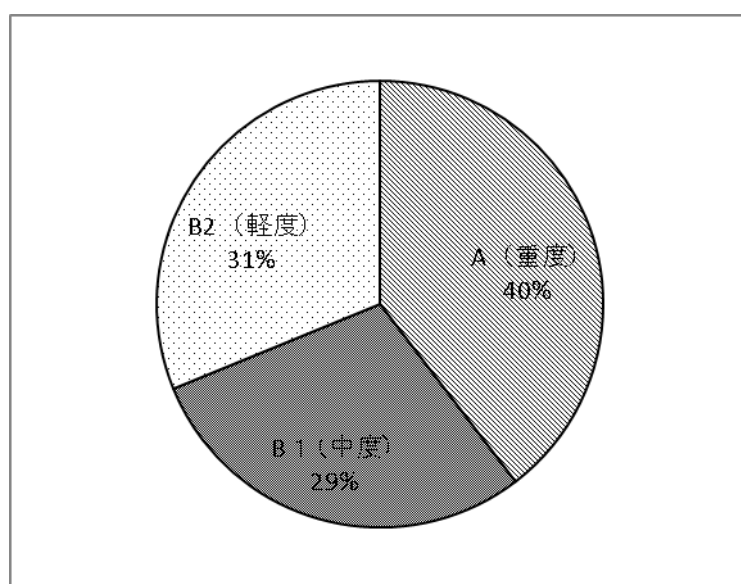
（単位：人）

区 分	障害の程度別人数	
		うち 18 歳未満
A(重度)	319	71
B1(中度)	235	27
B2(軽度)	251	123
合 計	805	221

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

資料：豊岡市

●障害の程度別構成比

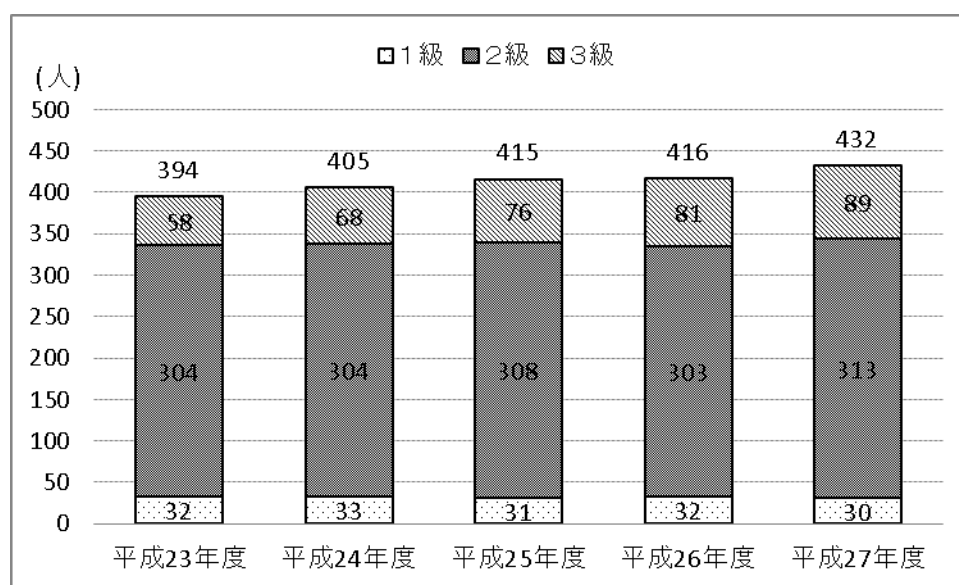


④精神障害のある人の状況

平成23年度から平成27年度における精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、毎年増加の傾向にあります。

等級別にみると、2級と3級ともに増加傾向ではありますが、1級は、増減しています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



●障害の程度別人数

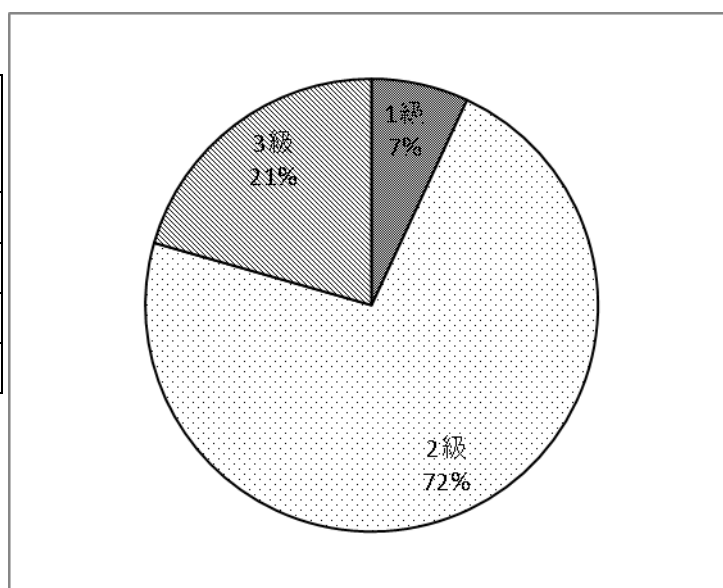
(単位: 人)

区 分	障害の程度別人数
1 級	30
2 級	313
3 級	89
合 計	432

(平成28年3月31日現在)

資料: 豊岡市

●障害の程度別構成比



(3) グループインタビュー調査のまとめ

豊岡市障害者計画の策定にあたり、障害児・者を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事者及び家族・支援者等が感じている課題や意見などを直接聞き、~~計画施策へ~~の住民参加の ~~ひとつ~~として実施しました。全体的なグループインタビューの結果は資料編に掲載しています。

①実施概要

○実施期間

平成 28 年 7 月 2 日～8 月 10 日

○対象者

障害者本人およびその家族、支援者

○グループ

肢体障害・内部障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神障害、重症心身障害、障害児等の 8 グループ

○内容

日常生活の中で、障害者本人及び家族・支援者等が抱える課題、問題点を出し合う。

課題や問題を解決するためのアイデアなどを把握整理する。

②調査結果

【移動手段について】

■障害のある人が移動手段について課題を感じている。

■タクシー券が 1 回につき 1 枚しか使えないことや、バス停が自宅から遠いなどといった、現在の外出支援サービスなどを障害のある人が利用しやすいように改善することが求められている。

【障害者に対する理解について】

■障害のある人が居住している周囲の人の理解が重要である。

■様々な場面において細やかな合理的配慮を進めることが求められている。

■教育や障害者週間などの機会を充実させ、周囲の理解を深めることが重要である。

【人材確保について】

- サービスを必要としている障害のある人が、いつでも利用できる施設等の人員体制整備、充実が求められている。
- 資格やスキルを身に付け、必要な支援を充実できるように研修や講座を開講することが重要である。

【就労について】

- 就労先での研修や会議、昇格試験などに障害のある人が十分に参加できるような環境が求められている。
- 就労に役立つ資格やスキルの習得ができる支援が求められている。
- 障害のある人に対する就労先の理解が重要である。

【災害について】

- 平時において、災害に対して、障害のある人の避難方法や避難経路を関係機関や家族、支援者などで共有しておくことが重要である。
- 災害が起きた時に、障害のある人やその家族が避難に関するさまざまな生活の情報などを収集できるような体制が求められている。

【居場所について】

- スポーツ大会やサロンなど、障害のある人が、社会参加できる環境づくりが求められている。
- これまでに、社会参加していない障害のある人に参加してもらうことが重要である。
- 障害のある人やその家族が、気軽に話し相談ができる場をつくることが求められている。
- 障害の特性に合わせて、地域イベントなどに社会参加できるよう情報の発信を充実させることが重要である。

（４）豊岡市障害者自立支援協議会の意見聴取

豊岡市では、障害のある方やその介護者が抱える課題に対処し、障害のある方の生活力をより高められるよう、地域の関係機関でネットワークを構築し、支援体制に関する協議を行うため、豊岡市障害者自立支援協議会を設置し、学識経験者、市区長会連合会、民生・児童委員連合会、社会福祉協議会、相談支援事業所、障害者関係団体および関係行政機関から、策定中の障害者計画において重視されるべき内容について以下のような意見が出されました。

豊岡市障害者自立支援協議会からの意見

平成 27 年度に本協議会から市に提出した「豊岡市と豊岡市障害者自立支援協議会との連携推進に関する提言」の内容を十分踏まえていただきたい。特に、障害者差別解消法に基づく取り組みの着実な実施、医療的ケアといった重度心身障害者（児）のニーズに対する支援、地域移行と住まいの確保については、重視していただきたい。

また、現在議論が進められている地域生活支援拠点等の整備と新たに平成 29 年度に立ちあがる地域コミュニティでの取り組みについても盛り込んでいただきたい。

障害者の公共交通の利用促進を考慮していただきたい。例えば、鉄道やバスの乗降時における介助は、障害者差別解消法における合理的配慮の観点から必要なことであるという指摘があった。加えて、鉄道における割引運賃を定期券、生活圏（100km 以内）の乗車券に拡大するべきであるという意見も出された。なお、本協議会においては、「ノーマイカーデー」に参加し、公共交通の利用促進をしてきた。前述の意見は、障害者のみならず、市および周辺地域全体の公共交通の維持にとっても有益であると考えている。

（５）進捗状況

これまで、豊岡市障害者計画において、「コウノトリとともに、すべての人が自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」という基本理念のもとに、『「自己実現」できるまちづくり』『「人と人とが支え合う」まちづくり』『「いつでもどこでも相談できる」まちづくり』『「地域で生活できる」まちづくり』『「安全で安心して暮らせる」まちづくり』の基本目標を設定し、障害福祉の推進に取り組んできました。これまでの計画の進捗状況を整理します。

【「自己実現」できるまちづくり】

- 通学・通園支援として、保護者の出産、病気等、やむを得ない理由がある場合、移動支援サービスの利用など、個別の事情に応じたサービス提供の検討を行っている。
- 障害のある人が、就労のためのパソコンやスマートフォンの利用促進が進んでいない。
- 就労機会の拡充やトライアル雇用を通じて、雇用拡大につながる企業（雇用主）の理解を深めることが重要である。
- コミュニケーション支援を充実させるためにも、手話通訳者や要約筆記者などの研修の参加者を確保することが重要である。
- 市立図書館は、身体障害者福祉法に規定されている視聴覚障害者情報提供施設に指定されている。

【「人と人とが支え合う」まちづくり】

- 市内全域で「障害者の居場所」を設置し、当事者、地域住民、ボランティアが交流を図りつつ、つながりを深め、安心して暮らせるまちづくりに努めている。
- 児童・生徒等を対象とした、福祉学習や体験教室を通じて、障害のある人の理解を図り、ボランティア活動の場づくりを行った。今後は、地域に住む中で何ができるかを考える場づくりも必要となる。
- 障害のある人ない人の交流とともに、障害のある人やその家族同士が情報交換できる場づくりを行った。

【「いつでもどこでも相談できる」まちづくり】

- 平成 26 年に障害者基幹相談支援センターが設置され、相談支援の中核的な役割を担う機関として、業務を総合的に行っている。
- 発達が気になる児童や発達障害が疑われる児童、親子の関わりに問題がある児童に対して、相談や支援を進めている。

【「地域で生活できる」まちづくり】

- 健康づくり教室では、心身の状況によって分け隔てることなく、障害等のリスクを持つ人も一緒になり、交流を図りながら実施している。
- 重度の障害のある人を対象としたサービスの確保や、関係計画の施策の調整が必要である。
- コミュニティバスの運行やノーマイカーデーの実施などで、気軽に公共交通機関を利用でき、社会参加できる環境づくりを進めている。

【「安全で安心して暮らせる」まちづくり】

- 「ゆずりあい駐車場」のスペースを確保し、障害のある人が参加しやすい環境づくりを進めた。
- グループホーム新規開設サポート事業を進め、事業者の参入を行ってきた。
- 災害時に市の要請に基づき福祉避難所の開設が必要な場合に、迅速な対応が取れるように、災害物資の備蓄や防災訓練などを実施している。

(6) 障害者福祉の主な課題

①移動手段の充実

障害のある人が、積極的に社会参加していくためには、移動手段の充実が欠かせません。そのため、障害の特性にかかわらず、だれもが使いやすい交通手段を確保する必要があります。また、通勤や通学、買い物など、障害のある人の場面に応じた交通手段の充実を図り、外出しやすい環境づくりが求められます。

②障害のある人が地域で暮らすための理解の促進

障害のある人の日常生活や社会活動を支えるためには、周囲の理解と協力が欠かせません。家族をはじめ地域の方々に、障害の特性について理解を深める学習や啓発活動を実施する他、障害がある人もない人も、ともに生きる仲間としてお互いが理解し合えるように、相互の交流を深める場を持つこと等が求められています。

③人材の確保

障害のある人の多様な状態やニーズを的確に把握し、対応するためには、専門的な知識や経験のある人材の育成が欠かせません。サービス提供事業者の質的な向上を支えるためにも、研修や研修情報の積極的な提供が求められます。また、多様な事業者の参入を促し、適切な競争によるサービスの質的向上と利用者が満足できるサービス環境の向上につなげることも課題となっています。

④就労の充実

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が欠かせません。障害のある人が、障害の特性に応じた働き方ができるような支援が求められます。また、企業側が、障害に対する理解を深め、雇用機会を拡充させていく必要があります。さらに、通勤などの就労に伴う課題に対して総合的に支援していく必要があります。

⑤災害対策と準備

~~予測できない~~いつ襲ってくるかわからない災害に対して、事前に取り組可能な対策や準備を進める必要があります。少しでも迅速に避難し安全を確保するには、日頃からの意識啓発や積極的な声かけが重要となります。障害のある人と行政、関係機関などがそれぞれの役割を持ち、協力して迅速な避難行動をとることができる体制づくりが求められます。

⑥居場所づくり・絆づくり

障害のある人が、いつまでもいきいきと暮らしていくためには、出会いや良好な人間関係を提供する場が重要です。そこに行けば、顔見知りがいいて、情報の交換や悩みを打ち明け合うような仕組みをつくり、課題の早期発見や早期対応できるような地域づくりが必要となります。障害のある人が気軽にさまざまなコミュニティ活動に参画できるよう、地域の関係団体との連携が求められます。

⑦地域移行の推進

障害のある人が、安全で安心できる地域生活を送るためには、賃貸住宅やグループホーム等の住居の場の確保が重要となります。そのためには、不動産業者や家主、地域住民に、障害のある人の入居に関する理解を促すとともに協力体制を構築していくことが必要となります。

第2章 計画策定の基本的な考え方

1. 基本理念

「障害のある人もない人も 共に支え合い

自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」

～寛容と包摂の社会をめざして～

障害者基本法は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

市では、これまで、「コウノトリとともに、すべての人が自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念に、すべての人が障害の有無にかかわらず地域活動に参加し、地域の人々とともに、支え合いながら生きがいをもって生活することのできるまちづくりに向けて取り組んできました。

今後も、住み慣れた地域で、すべての人が笑顔で暮らせるよう、住みよいまちづくりに向けた取り組みを充実させる必要があります。

市のまちづくりや施策の根底には「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」における考え方があり、この条例は「命は限られている」、「命は支えあっている」、「命はつながっている」という3つの視点に立っています。

この条例には、お互いの違いを認め合い、たくさんの人に支えられ、一人ひとりを尊重するまちをめざす社会的包摂の姿勢が示されています。

これらの考えを念頭に置きながら、コウノトリが悠然と舞う豊かな自然環境のなかで、すべての人が尊重され、地域で互いに支え合う寛容と包摂の社会をめざし、自分らしく笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

2. 基本目標

1. 「自己実現できる」まちづくり

障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、教育、雇用・就労支援、社会参加・生きがいづくりなどの充実に努めます。

2. 「人と人とが支え合う」まちづくり

障害のある人及びその家族が地域でより暮らしやすくなるよう、広報・啓発活動の充実、人材の育成・確保に努めるとともに、障害のある人やその家族、各種団体間のネットワークづくりに努めます。

3. 「いつでもどこでも相談できる」まちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、当事者やその家族の悩みごとなど生活全般にわたり、さまざまな相談ができる体制づくりに努めます。また、多様なサービスなどに関する情報提供体制の充実を図ります。

4. 「地域で生活できる」まちづくり

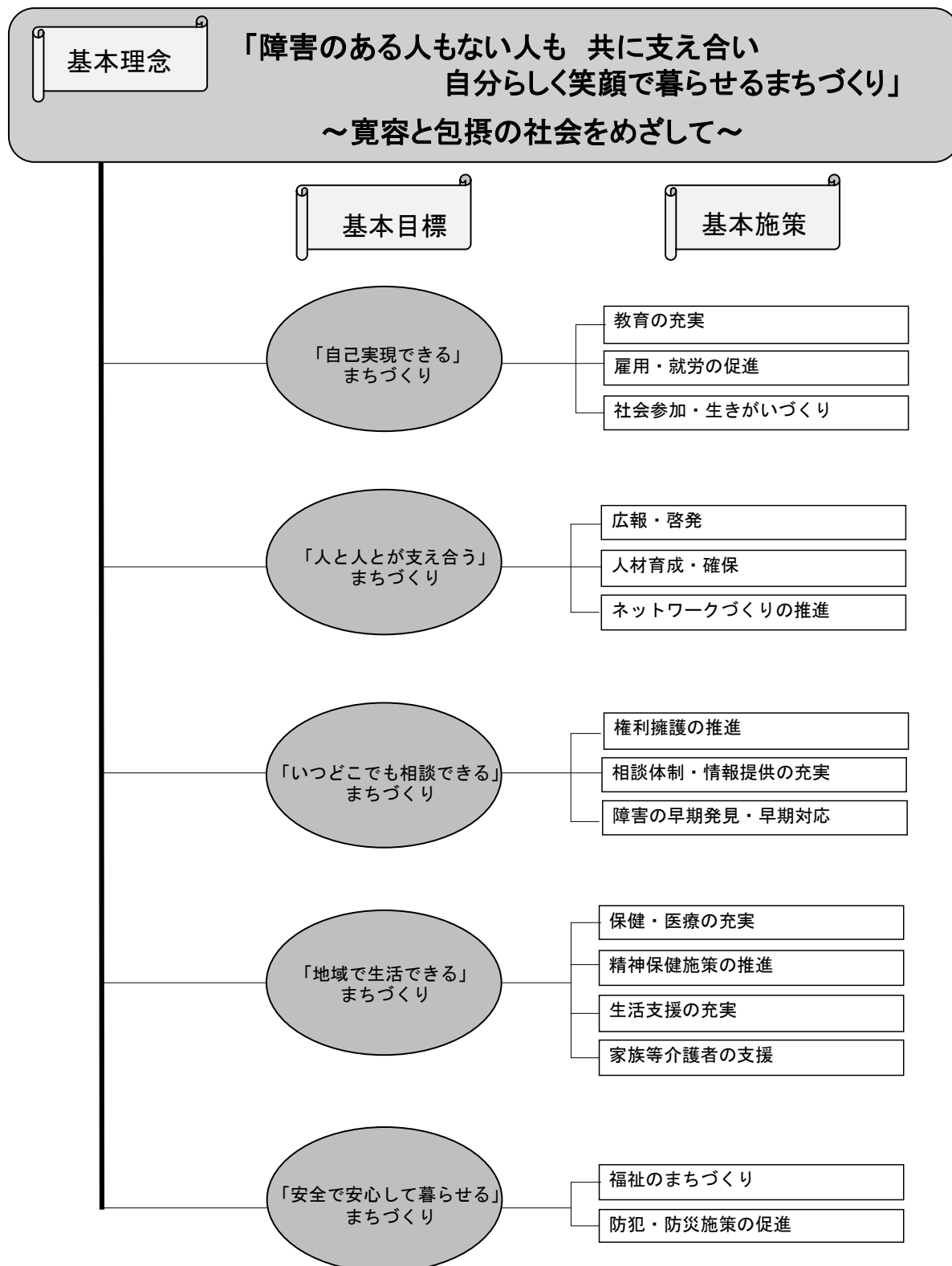
障害のある人やその介護者のニーズは多種多様です。それぞれのニーズに合った細やかな福祉サービスの提供により生活支援の充実に努めるとともに、保健・医療の充実に努めます。

5. 「安全で安心して暮らせる」まちづくり

ユニバーサルデザインの考えに基づき、あらゆる社会的な障壁の除去に努め、すべての人が住みやすい生活環境の整備を進めるとともに、いざという時の安全を確保するための防犯・防災対策の充実に努めます。

第3章 施策の展開方向

1. 施策の体系



2. 施策の展開

1. 「自己実現」できるまちづくり

(1) 教育の充実

障害のある児童・生徒が個性を十分に発揮し、将来の自立生活に必要な力を養うためには、障害特性等を踏まえた教育の実践が必要になります。

また、障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒とともに教育が受けられる配慮や、ライフステージに応じた支援が必要になります。

障害者差別解消法に規定された合理的配慮の提供については、個別の事情に応じた対応が求められます。

施策名	施策内容	主な所管課
学校施設・設備の改善	学校園において、障害のある児童・生徒が不自由さを感じないように、障害のある人や保護者の意見を聞き、施設・設備のバリアフリー化を進めます。	教育総務課
学校教育等の充実	障害のある児童・生徒、また、LD、ADHD、高機能自閉症など、生活や学習に何らかの支援を必要とする発達障害のある児童・生徒に対し、一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた指導の充実を図るとともに、教育介助員を配置するなど生活や学習の支援を行います。 また、保育所・幼稚園・認定こども園などにおいても、児童一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた保育の充実を図ります。	こども育成課 こども教育課
サポートファイルの活用	発達障害のある児童など何らかの支援を要する児童・生徒を対象に、サポートファイルを活用した支援を行います。 保護者や関係機関への周知を図るとともに、サポートファイルが就労期までつながる支援ツールとして活用されるよう高等学校を含め各関係機関の情報共有と連携強化を図ります。	こども教育課 こども育成課 社会福祉課

施策名	施策内容	主な所管課
教職員の資質の向上と校内支援体制の充実	各種研修会・教育相談などを通じて、障害に対応する教育方法の検討協議を行い、教職員の資質の向上に努めます。また、障害のある児童・生徒に対しての理解を深め、専門的な指導・支援援助ができるよう、校内支援体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。	こども教育課
児童・生徒間の交流拡大	障害のあるなしにかかわらず児童・生徒がお互いの理解を深めるために、県立特別支援学校と地域の学校などとの交流の機会の充実に努めます。 また、障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒とともに教育が受けられるよう努めます。	こども教育課 こども育成課 社会福祉課
放課後等の支援の充実	本人及びその保護者に対する相談・支援体制を整備するため、 障害のある児童・生徒の特性に応じて、医療、福祉、学校、地域と連携し、地域における総合的な相談・支援に努めます。なかでも、保育所、放課後児童クラブとの調整や放課後等デイサービス、日中一時支援事業の充実により、児童の健全な育成に努めます。 保護者が安心できる居場所の確保と充実に努めます。	社会福祉課 こども育成課
通学・通園支援の実施	保護者の入院等、やむを得ない理由がある場合の通学・通園支援について、個別の事情に応じたサービス提供を行います。	社会福祉課
北但広域療育センターにおける障害児・者の相談・支援体制の充実	北但広域療育センターにおいて、専門職による幼児期からの一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者や家族への支援の充実、関係機関等との連携体制の構築を図り、総合的な障害児（者）療育を行います。 また、支援ニーズの多様化に対応するため、職員の適切な配置やスキルアップに努めるとともに、必要に応じて外部から意見を聴くなど、事業内容の改善に努めます。	社会福祉課

(2) 雇用・就労の促進

障害のある人が経済的、社会的に自立していくためには、雇用・就労の促進が必要となります。

企業へ障害のある人の理解を深めるような取り組みや、障害のある人が、就労に必要なスキルを修得できる支援などを行い、雇用の機会の拡充を図ります。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）に規定された障害のある人への差別の禁止、合理的配慮の提供については、関係機関と連携し、啓発に取り組みます。

施策名	施策内容	主な所管課
障害のある人の就労支援施設などの支援	就労訓練の場を提供している就労移行支援事業所、地域活動支援センターなどの運営を支援します。 また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進します。	社会福祉課
雇用・就労準備の支援	障害者就業・生活支援センターや相談支援事業者と連携し、障害の特性に応じた職業準備訓練を促進します。 また、トライアル雇用などを通じて、雇用拡大につながるよう、企業（雇用主）の理解を深めることに努めます。	社会福祉課
雇用・就労機会の拡充	障害のある人の雇用については、市役所などの公共機関での障害種別にかたよらない率先雇用に努めるとともに、民間企業などへ働きかけ、公共職業安定所など関係機関との連携により雇用・就労機会の拡充に努めます。 また、従来 of 形にとらわれない新しい雇用の視点について配慮します。	社会福祉課 職員課
事業主や職場の理解	事業主や職場の人が、障害のある人の雇用に関する理解と認識を深めることができるよう、公共職業安定所など関係機関との連携により、啓発を強化します。 また、 トライアル雇用 や職場実習の受け入れなどの理解の促進に努めます。	社会福祉課

施策名	施策内容	主な所管課
各種関係機関の連携・ネットワークづくり	雇用・就労の促進と安定雇用に向けて、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、企業、福祉施設、学校などの連携強化に努めます。 障害者自立支援協議会を核として、関係機関との連携強化を図ります。	社会福祉課
職場の定着のための支援の充実	継続的な雇用につながるよう、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業者と連携し、障害のある人が就労する企業に対し、障害特性に関する理解の促進を図ります。	社会福祉課
I Tの活用支援	障害のある人が、就労のためにパソコンやスマートフォンを活用できるよう、地域生活支援事業における講習会などを通じてI Tの利用促進を図ります。	社会福祉課

(3) 社会参加・生きがいづくり

障害のある人が生きがいをもち、充実した生活を送るためには、社会参加しやすい~~できる~~環境づくりが必要となります。

社会参加できる場として、スポーツや文化事業などの地域活動への参加を促進しますが必要となります。

また、社会参加をする場合に必要となる移動手段やコミュニケーション手段の支援を行い、だれもが社会参加できる環境づくりを進めます。

施策名	施策内容	主な所管課
地域活動支援センターなどの支援	社会参加や自立支援の場でもある地域活動支援センターなどの運営を支援します。	社会福祉課
移動・交通手段の充実	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとってが電車やバスなどの公共交通機関がを使いやすいようになるよう取り組みを進めます。	社会福祉課 高年介護課 都市整備課
コミュニケーション手段の確保	視聴覚に障害のある人などのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者などの派遣を行うとともに、手話通訳者、要約筆記・点訳・朗読奉仕員の人材の養成・確保を図ります。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の周知、技術のレベルアップに努めます。	社会福祉課
地域活動への参加促進	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出の支援を行います。 また、障害のある人がスポーツ・文化事業、コミュニティなど地域活動へ参加しやすい環境づくりに努めるとともに、教養や知識を高めるための生涯学習の機会の充実に努めます。	社会福祉課 生涯学習課

障害者団体の活動の活性化	障害のある人 がとともに 生きがいのある生活を送るために、障害者団体の 自立と 自発的な活動 と その活性化を促進します。 また、障害者団体はじめ障害のある人のさまざまな思いを施策に反映させるため、意見を聴く場の確保に努めます。	社会福祉課
スポーツ・文化活動 参加への促進の推進	(財) 兵庫県障害者スポーツ協会主催の障害者スポーツ指導員養成講習会や兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加を促すとともに、レクリエーション及びスポーツ大会の開催などを通じて、障害のある人同士や障害のない人との交流を促進します。また、障害者スポーツ振興を推進します。 さらに、身近で気軽にスポーツに親しむことができるよう、だれもが利用しやすい施設などの整備を図ります。 豊岡市美術展や兵庫県障害者作品展への出展を促すなど、絵画、写真などの趣味や自主的な文化活動への意欲向上を図り社会参加を促進します。	社会福祉課 文化振興課 スポーツ振興課

2. 「人と人が支え合う」まちづくり

(1) 広報・啓発

障害のある人に対する誤解や偏見をなくすためにも、広報・啓発が必要となります。

障害のある人への正しい理解を深めるために、障害がある人ない人問わず気軽に交流できる場の提供や研修などを行います。また、障害福祉に関する本市の取り組みなどをさまざまな媒体を通して広報していき

施策名	施策内容	主な所管課
計画に関する 施策の広報活動	計画内容が広く市民に伝わるよう各種媒体を通じて情報提供を行います。また、計画に関連するさまざまな取り組みについて、広報に努めます。 【各種媒体】 ○市広報紙 ○市ホームページ ○市出前講座 ○防災行政無線 ○FM ジャングルなどの報道機関	秘書広報課 社会福祉課
障害のある人の支援者への理解の促進	保健・医療・福祉関係者、民生委員児童委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者などが、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、抱えている課題を把握するため、障害のある人を交えた研修や交流会を開催します	社会福祉課
広報・啓発活動の充実	障害者週間や人権週間などの機会をとらえ、障害や障害のある人、特に外見ではわかりにくい障害のある人に対する市民意識の向上に向けて、広報・啓発活動を効果的に進めます。 また、障害のある人が中心となって企画する啓発イベントなどの実施を促進します。	社会福祉課 生涯学習課

施策名	施策内容	主な所管課
地域における福祉教育・人権教育の推進	市の出前講座など市民のニーズに応じた学習機会、学習メニューの提供に努めます。障害のある人に関する団体のみならず、多くの人の参加を得られるよう工夫し、障害や障害のある人に対する正しい理解を深める取組みを進めるとともに、その効果の検証に努めます。 また、障害への理解や好ましい人間関係の構築のため、障害のある子どもとともに学び育つ機会の拡充に努めます。	社会福祉課 こども教育課 こども育成課 生涯学習課
交流活動の促進	障害のある人となない人が気軽に交流できる行事や催し物への取組みを支援し、市民の相互理解や障害のある人の社会参加及び交流活動を促進します。	社会福祉課 生涯学習課

(2) 人材育成・確保

障害のある人が適切な福祉サービスを受けることが出来るようになるには、人材育成・確保が必要となります。

より充実した福祉サービスを提供できるように、障害者自立支援協議会などのネットワークを用いて、人材育成・確保を進めます。

また、ボランティア活動などを広報することによって、障害福祉に対する関心を高め、ボランティアの理解と参加を促します。

施策名	施策内容	主な所管課
専門的人材の育成・確保	専門性をもって、相談支援やケアマネジメントなどに携わる専門的人材の育成・確保に努めます。 とりわけ障害のある人の地域生活を支える根幹となる相談支援を担う人材や成年後見制度などの権利擁護を担う人材の育成・確保の支援に努めます。	社会福祉課
ボランティア活動の育成	社会福祉協議会との連携により、ボランティア活動を継続して実施していけるよう、環境づくりに努めるとともに、人材育成、技能の向上などを促進し、活動の活性化を図ります。	社会福祉課
地域資源を活用した人材の育成・確保	障害者自立支援協議会を核として、相談支援事業者、当事者団体、福祉、保健、医療、教育、事業者などのネットワークを構築し、幅広い人材を活用・育成できる体制の整備に努めます。	社会福祉課
ボランティア活動の機会の充実	ボランティア・市民活動センター（市社会福祉協議会）との連携により、市民のボランティア活動機会の拡大、充実に努めます。積極的に広報することでボランティア活動に対する市民の理解を促進し、ボランティア活動への参加を呼びかけます。	社会福祉課

(3) ネットワークづくりの推進

障害のある人~~同士~~やその家族同士、障害者団体などが、情報交換などの交流を行いながら支え合える関係を増やすためにもネットワークづくりが必要となります。

~~交流の場などで情報を収集することができる仕組みを作り、充実したネットワークづくりの推進をしていきます。~~

施策名	施策内容	主な所管課
障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進	障害のある人となない人の交流とともに、障害のある人やその家族同士 が の交流の 場 で 促進に努め、本人間や家族間の 情報交換などを行うことができる ための ネットワークづくりを進めます。	社会福祉課
多様なネットワークづくりの促進	障害者自立支援協議会を活用して民生委員児童委員、ボランティアグループなどの地域のさまざまな団体の活動に関する情報交換などを行うためのネットワークづくりを促進します。 また、障害者団体や地域活動支援センター同士のネットワーク構築 の自発的な取り組み を支援します。	社会福祉課
近隣自治体との連携強化	北但広域療育センターの運営面については、利用者、相談者の増加や支援ニーズの多様化・複雑化などに対応 でき して い けるよう、共同設置者の香美町、新温泉町及び関係機関と協力していきます。 今後も、 広域的な事業など必要に応じて近隣自治体と連携を図り、効率的な事業の展開に努めます。	社会福祉課

3. 「いつでも相談できる」まちづくり

(1) 権利擁護の推進

障害者差別解消法の施行に伴い、障害のある人が安心して地域で生活ができるように、より一層、権利擁護の推進が必要になります。

障害のある人の差別や虐待を防止するために、福祉サービスによる支援や関係機関との連携を図り、権利擁護を推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
障害を理由とする差別の解消の推進	出前講座などにより、市民及び事業所等への障害者差別解消法の周知・啓発に取り組むとともに、相談窓口での相談、職員対応要領に基づく対応等、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組めます。 また、障害者差別に関する情報や、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努めます。	社会福祉課
権利擁護事業の推進	福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、財産管理が必要な方に対して、社会福祉協議会が行うとの連携により、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の活用を促し、を行うことにより、自立した地域生活の実現を支援します。年々増加する福祉サービス利用援助事業のニーズに対応するため、生活支援員の確保など具体的な方策を検討します。	社会福祉課 高年介護課
成年後見制度の利用支援	障害のある人がいつまでも安心して地域で生活するにあたって、成年後見制度を活用できるよう、低所得者等への経済的支援を実施します。 また、社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度の利用に関する情報の共有に努めを図ります。	社会福祉課 高年介護課
障害者虐待等の防止	障害者虐待の定義や通報義務について広く周知を図るとともに、特に福祉サービス事業所の職員や障害のある人の家族などに虐待に関する理解を促進し、未然防止に取り組めます。 また、虐待の早期発見・早期対応を行うため、虐待防止センターの支援体制の強化を図ります。	社会福祉課

(2) 相談体制・情報提供の充実

障害のある人やその家族が抱えるさまざまな問題を解決に導くには、専門性が高い相談支援が必要になります。

このため、相談支援体制の充実を行うとともに、さまざま手段を用いて障害の種別に配慮した情報提供を行っていきます。

施策名	施策内容	主な所管課
相談支援体制の充実	専門性を有し、保健や医療、福祉などに関する相談に総合的に応じることができる相談支援事業者や相談支援専門員の増加を図り、相談支援体制の充実を図ります。 また、障害者自立支援協議会を核に、地域の相談支援機関のスキルアップや連携体制の充実を通して、障害のある人の意思を尊重した相談しやすい環境づくりを進めます。	社会福祉課 高年介護課 健康増進課
障害者基幹相談支援センターの機能充実推進	地域における相談支援の中核的な役割を担う障害者基幹相談支援センターの機能の充実を図り、関係機関と連携しながら、障害のある人や家族、地域の方たちのさまざまな困りごとなどの相談対応に努めます。	社会福祉課
障害者相談員活動のスキルアップ充実	障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関と協力し解決にあたる身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員のスキルアップを支援します。	社会福祉課
情報内容・提供方法の充実	情報収集・利用などが困難な障害のある人に対して情報格差の解消を図るために、障害の状況に応じた多様な情報提供について検討を進めます。 市のホームページ、市広報紙「広報とよおか」、防災無線などの情報については、障害のある人に分かりやすい情報の提供に努めます。 視覚障害のある人には、活字文章の音声などへの変換、聴覚障害のある人へはファックス、メール、磁気ループ設置による情報提供など、障害の種類に配慮した提供方法の充実に努めます。	社会福祉課 秘書広報課

施策名	施策内容	主な所管課
電子媒体を活用した情報提供の実施	携帯電話・パソコン・スマートフォンを使ったインターネットの普及状況をふまえ、電子媒体を活用した情報提供を行います。	社会福祉課 秘書広報課

（３）障害の早期発見・早期対応

障害のある人が、適切なサービスをより早く受けられるようにするには、早期発見・早期対応が必要となります。

このため、定期的な健康診査や相談支援体制をとり~~を行~~い、関係機関と連携しながら総合的に支援し~~ていき~~ます。

施策名	施策内容	主な所管課
早期発見・療育の充実【乳幼児健康診査】	健康診査（４か月児、７か月児、１歳６か月児、３歳児）の受診率の向上、内容の充実に努め、発達段階に応じた保健指導を行います。また、発達確認や健康保持・増進、疾病・虐待の早期発見、親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう対応します。 さらに、未受診者に対してのフォローも行います。	健康増進課
発達障害児に対する相談体制の充実・育児支援	健康診査などにおいて、発達障害が疑われる子どもには、その後の相談・訪問により専門機関を紹介します。 また、発達が気になる子どもには、親子の関わり方を中心とした集団指導や臨床心理士などによる個別指導を実施することで、子どもの心身の発達を促す支援と保護者に対する相談体制の充実に努めます。	健康増進課 こども支援センター
関係機関との連携	障害の早期発見、相談、指導、通園・通所がスムーズに行われるよう、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連絡会議を持つなど、療育体制の充実に努めます。	社会福祉課 健康増進課
地域療育体制の充実	北但広域療育センターにおいて、関係機関との連携のもと、専門的人材による幼児期からの一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への相談支援など、総合的な障害児（者）療育を行います。	社会福祉課 健康増進課

施策名	施策内容	主な所管課
こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携	こども支援センターを通して、発達障害児等に対する支援体制の充実や、児童・生徒や保護者と学校、保育所・幼稚園・認定こども園、北但広域療育センターをはじめとする関係機関との円滑な連携を進め、子どもの成長を支援します。	こども教育課 こども育成課 社会福祉課 健康増進課

4. 「地域で生活できる」まちづくり

(1) 保健・医療の充実

障害のある人もない人も、ともに健康で生きいきと暮らせるように効果的に健康づくりを進める必要があります。

総合的な保健・医療サービスを受けることができるような支援を推進していきます。また、スポーツ環境の整備や障害に応じた機能改善訓練に取り組み、生活習慣病予防や運動習慣づくりの推進をしていきます。

施策名	施策内容	主な所管課
効果的な保健・医療サービスの提供	相談から治療・訓練・指導に至るまで、一貫した保健、医療サービスが受けられるよう、医療機関との連携のもと、効果的なサービスの提供に努めます。	健康増進課 高年介護課 社会福祉課
健康・体力づくりの推進	健康増進施設や健康福祉施設を活用した障害のある人のスポーツ環境の整備や生活習慣病予防・運動習慣づくりなどの取組みを推進します。	健康増進課
リハビリテーション体制の充実	障害のある人が、その障害に応じた機能改善訓練などを受けることができるよう、リハビリテーション体制事業の充実に努めます。	健康増進課
障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実	障害の特性に配慮した保健・医療サービスが受けられるよう努めるとともに、医療的ケアが必要な障害児（者）や難病患者に対するサービス基盤を充実させるための方策を検討します。	社会福祉課

(2) 精神保健施策の推進

精神障害のある人が地域で安心して生きいきと暮らすことができるようにするには、保健・医療・福祉サービスなどの充実が必要となります。

研修会などで精神障害に対する理解の促進を図りながら啓発を行いながら、充実した支援の提供を行い、地域移行・地域定着を推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
理解促進、啓発活動の推進	研修会や教育現場などさまざまな場面での啓発活動を通じて、精神障害に対する理解の促進を図り、精神障害のある人が暮らしやすい地域社会を創ります。	社会福祉課 健康増進課
こころの健康づくりの推進	精神障害に対する理解を深めてもらうため正しい知識の普及・啓発に努めます。 また、自殺・うつ病への予防対策を推進するための相談窓口の充実や支援体制の整備を図るとともに、自殺・うつ病のハイリスク層に対する支援のあり方を検討します。	健康増進課
関係機関との連携	相談支援やケアマネジメントなどに携わる支援者が専門性をもって、充実した支援を提供することができるよう、障害者自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化や人材育成を図りますとともに、 さらなる質の向上に取り組めます。	社会福祉課 健康増進課
地域移行・地域定着の推進	地域生活への移行を進めるため、県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等などにより、 関係機関 と連携を図りながら、相談支援事業者による地域移行・地域定着の取り組み地域相談支援が円滑に実施できるよう支援します。 また、身近な地域における社会参加や交流、相互理解の場としての役割をもつ地域活動支援センターの活動を支援します。	社会福祉課 健康増進課

(3) 生活支援の充実

障害のある人が充実した生活を送れるよう~~ためにも~~地域生活支援拠点の整備や重度の障害のある人への支援の充実、障害福祉サービスの~~質の~~向上が必要になって~~いき~~ます。

障害福祉サービスについて、必要な方が適切に利用できるよう、事業の周知やニーズの把握を行います。

施策名	施策内容	主な所管課
地域生活支援拠点等の整備	障害のある人の 障害の 重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れなど）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。	社会福祉課
重度の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応	重度の障害のある人が、地域で自立して生活していくために必要な支援を行うとともに、全国的にも進みつつある障害のある人及び介助者の高齢化への対応に努めます。 ○重度の人を対象としたサービス体制（短期入所など）の充実 ○豊岡市老人福祉計画・第6～7期介護保険事業計画の施策との調整 ○地域包括支援センターなどとの連携	社会福祉課
障害福祉サービス等の利用促進	障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、障害福祉サービスや自立支援医療費及び補装具費の支給など各サービスの利用にあたり、必要な方が適切に利用できるよう、事業の周知やニーズの把握に努めます。	社会福祉課
障害 福祉サービスの質の向上	障害者自立支援協議会を通じて、サービス事業者間の連携による情報交換の機会や研修会を設け、障害福祉サービスの質の向上に努めます。 また、サービス事業者への外部評価などの仕組みの活用を促進します。	社会福祉課

施策名	施策内容	主な所管課
地域生活支援事業の推進	障害のある人が、日常生活を快適にかつ安全に送ることを支援するため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を推進します。	社会福祉課
移動・交通手段の充実 【1. (3) の再掲】	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとってが電車やバスなどの公共交通機関がを使いやすいようになるよう取り組みを進めます。	社会福祉課 高年介護課 都市整備課

(4) 家族等介護者の支援

障害のある人が、生きいきと暮らすためにも、支える家族等の介護者の支援が重要になります。

介護者が、いつでも相談や情報交換できる場を提供し、各関係機関と連携を図りながら、福祉サービスによる支援の推進をしていきます。

施策名	施策内容	主な所管課
福祉サービスなどの利用促進	障害のある人やその家族が、福祉サービスやボランティア活動、地域の福祉活動などについて知識を深められるように、市ホームページ、出前講座、障害者福祉のしおりなどにより情報提供を行うとともに、これら福祉サービスなどの利用促進を図ります。	社会福祉課 高年介護課
家族等介護者のこころのケア	家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族介護者同士の交流の機会づくりを支援するとともに、障害のある人の一時預かりなどの機会の確保に努めます。 ・家族介護支援事業 ・こころのケア相談 ・短期入所などサービス等の情報提供	社会福祉課 高年介護課 健康増進課
放課後等の居場所の確保	医療、福祉、学校、地域と連携し、保育所、放課後児童クラブとの利用調整や日中一時支援事業の充実を図り、保護者が安心して就労できる環境を整備します。	社会福祉課 こども育成課

5. 「安全で安心して暮らせる」まちづくり

(1) 福祉のまちづくり

だれもが安心して暮らすことができるよう、市民、事業者、行政が一体となって、住みよいまちづくりに取り組む必要があります。

障害のある人の意見を取り入れながらバリアフリー化を推進しています。また、他地域から観光目的で訪れる障害のある人が訪れやすいようなまちづくりを推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
だれにもやさしいまちづくりの推進	自然との調和に配慮し、あらゆる社会的な障壁の除去に努めるとともに、だれもが利用しやすい施設などの整備を進めるなど、障害のある人もない人もともに一人の人間として生きいきと暮らせるまちづくりを推進します。	各課
障害のある人の意見を聞く場の確保	市が進める地域環境や住環境などのバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害のある人の意見を聞く機会の確保に努めます。 また、 一般 企業・商店・事業所などが障害のある人の意見を聞く場を設けるよう努めます働きかけます。	各課
地域環境のバリアフリー化の推進	今後も兵庫県福祉のまちづくり条例の啓発・普及に努めるとともに、条例に基づき、公共施設などの整備・改善及び段差の解消などだれもが利用しやすいバリアフリー化を計画的に推進します。 今後は、各施設などの個別のバリアフリー化とともに、ユニバーサル社会づくりに総合的に取り組み むため、市の統括的機能を強化し ます。 【主な整備項目】 ○出入り口などの段差解消 ○誘導用ブロックの敷設 ○多機能トイレの設置 ○手すりの設置 ○障害者等用駐車区画の設置（兵庫ゆずりあい駐車場パーキングパーミット制度の推進） ○「ゆずりあいの駐車場」のスペースを確保	各課

施策名	施策内容	主な所管課
交通環境のバリアフリー化の推進	各関係機関との連携のもと、低床バスの導入を促進するとともに、公共交通機関、交通施設、利用情報などのバリアフリー化の推進に努めます。	都市整備課 社会福祉課
住環境のバリアフリー化などの推進	障害のある人の多様なニーズに対応し、住み慣れた居宅で住み続けることができるよう、住宅のバリアフリー化を支援促進します。また、市営住宅についても、設計や設備などの面でバリアフリー化を考慮した整備に努めます。	建築住宅課 社会福祉課
住まいの確保	障害のある人がスムーズに住まいの確保ができるよう、公営住宅の空室活用及び公的保証人について検討するとともに、不動産業者等との連携に努めます。 また、グループホームの整備を支援するとともに、地域の障害に対する理解の促進に努めます。	建築住宅課 社会福祉課
情報・サービスのバリアフリー化の推進	分かりやすい印刷物（市広報紙など）の普及・促進、分かりやすいホームページの作成・運用、会議、講演会、選挙での配慮など、障害者団体などの意見を聞きながら協力を得ながら、障害のある人に対応した情報・サービスのバリアフリー化の推進に努めます。	秘書広報課 総務課 社会福祉課
観光地における他地域から訪れる人への対応 インバウンドによる観光地の対応	インバウンドの取り組みにより観光客が増加する中、他地域からの外国人観光客が訪れやすくなるようするため、観光地における合理的な配慮の提供の啓発・推進に努めます。 について検討します。	大交流課 社会福祉課

(2) 防犯・防災施策の促進

障害のある人が災害時に安全に避難できる **ようにするとともにことや**、犯罪などのトラブルに巻き込まれないようにするためにも、防犯・防災の施策 **推進促進**は重要 **でになります**。

災害に対応できるような事前の備えや災害時にもスムーズな避難行動ができるような支援体制を推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
災害時要援護者登録制度の推進・充実	「豊岡市地域防災計画」に基づき、障害のある人などを対象に災害時要援護者登録 制度を 推進実施 しています。 避難にかかる個別支援計画書の作成例の提供や、対応が進んでいる地域の事例を紹介するなど、情報提供に努め、各地域での支援体制づくりの推進を図ります。	社会福祉課
災害時安心ファイルの活用	災害時などに障害のある 人が適切に避難し、避難先で周囲の理解を得てサポートを受けられるよう、ファイルの内容について障害のある 人だけでなく、広く市民に周知を図ります。 また、障害のある 人の直近の状況を把握することができるようになるため、ファイルの更新の呼びかけに努めます。	社会福祉課
地域防災計画の推進	出前講座などにより積極的な啓発に努めます。 避難にかかる個別支援計画書の作成例の提供や、対応が進んでいる地域の事例を紹介するなど、情報提供に努め、各地域での支援体制づくりの推進を図ります。	防災課
防犯体制の整備	地域での支え合い体制（「声かけ運動」）など行政、住民、警察、消防などが連携を強化し、犯罪被害を未然防止するための情報提供など、犯罪を発生させない環境づくりに努めます。	生活環境課

施策名	施策内容	主な所管課
防災情報 F A X など防災情報提供の充実	聴覚障害のある人で、市が行う防災無線の放送が聞き取りにくい人に対して、災害時又はその恐れがある時にその放送内容をファックス・電子メールで伝達する制度のさらなる充実を図ります。また、防災情報を携帯電話へ配信する、とよおか防災ネット（携帯メール）への登録を勧奨します。	防災課 社会福祉課
災害時・緊急時の対応の検討	災害時、緊急時の障害の特性による対応方法の研究・周知について、今後、避難所での対応を含め、関係機関と連携し、検討しを進めます。 また、避難所への手話通訳者などの派遣体制を検討します。	社会福祉課
福祉避難場所の充実	医療的ケアの必要な人などが、災害時・緊急時に安心して避難できる福祉避難場所を設置しています。 今後、指定施設を増やすとともに、運用方法などの検討を進めます。	社会福祉課 防災課
地域支援体制の充実	災害時には、行政などの支援とともに、隣近所の協力・助け合いが必要です。市が新たに作成し全世帯に配布した「行政区別防災マップ」を活用した市民総参加訓練における要援護者避難訓練や地区ごとの避難支援マニュアルの作成・防災訓練の実施等を支援します。 地区における支援体制づくりの取組状況についても継続的に把握し、地域防災力の充実強化に努めます。	防災課 社会福祉課

第4章 計画の推進体制

1. 庁内の連携

本計画は、保健、医療、療育、教育、就労など多岐にわたっています。すべての部局において、市民の信頼に応えるべく、**庁内各関係課との連携体制の強化を図りながら、各種施策の取り組みを推進します。**~~に~~~~取り組み、~~~~庁内各関係課との連携体制の強化を図ります。~~

2. 各種団体や関係機関、地域との連携

計画の推進にあたっては、障害者団体、ボランティア団体などの様々な団体、**サービス提供事業者、関係機関と連携を図りながら、施策内容や実施方法などについて、障害のある人や住民及び専門職などが意見を交換する場を設けるとともに、施策の課題などについて、豊岡市障害者自立支援協議会から意見を聴収し、本計画を推進します。**~~具体化し継続的な発展につなげます。~~

3. 計画の進行管理（点検・評価）

本計画を策定した豊岡市障害者福祉計画策定委員会で、引き続き、本計画の進捗状況を点検・評価し、計画の進行管理を行います。

~~また、豊岡市障害者自立支援協議会を通じて障害者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体などの各種団体や企業、住民などとの連携に努めるとともに、策定後の施策の課題などについて、豊岡市障害者自立支援協議会から意見を聴収し、計画推進に反映させます。~~

~~進行管理の手法としては、PDCAサイクルに沿って、各事業を実施し、各事業の進捗状況を把握していきます。~~

資料編

用語解説

【 あ 】

■ 医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為（医師法上の「医療行為」とは区別される）

■ インバウンド

外国人の訪日旅行、または、訪日旅行者

■ ADHD

Attention-deficit Hyperactivity Disorder（注意欠陥/多動性障害）の略。注意力の障害と多動・衝動性を特徴とする行動の障害

■ LD

Learning Disabilities（学習障害）の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示す障害

【 か 】

■ ガイドヘルパー

単独での外出が困難な知的障害や重度の視覚障害のある人などを対象に、外出の際に付き添い介護を行う人

■ ケアマネジメント

一人ひとりの要援護者の生活状態に合わせて要援護者のニーズを明らかにし、ニーズに合致する福祉や医療などのサービスについてのきめ細かいケアプランを作成し、それにもとづいて実際にサービスなどの社会資源を提供していく仕組みのこと。さらに、要援護者の状態を継続的に見守ることで、包括的・継続的に支援やサービスの提供体制を確保する支援方法

■ こども支援センター

不登校相談、発達にかかわる相談、子育て家庭相談の3つの機能により、

特別な支援を必要とする子どもたちに対し、適切な支援を継続的に行い、子どもたちの自立を促進するための機関

【 さ 】

■ 社会的障壁

日常生活又は社会生活を営む上で、障害のある人に制限を及ぼす社会における物理的環境(交通機関、建築物におけるバリア等)、制度(障害のある人にとって利用しにくい制度等)、慣行(障害のある人の存在を意識していない慣習、文化等)、観念(障害のある人を庇護されるべき存在としてとらえる等の偏見等)その他一切のもの

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資すること目的とし、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止について規定したもの

■ 職員対応要領

障害者差別解消法の規定に基づき、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、市職員が適切に対応するため、必要な事項を定めたものの

■ 成年後見制度

判断（意志）能力が著しく低下した要介護高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人に対し、家庭裁判所による法定後見人を選任し、本人の利益行為を代行して後見する制度

【 た 】

■ トライアル雇用

障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所が、障害者を試行雇用（トライアル雇用）の形で短期間（原則3か月間）受け入れ、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業

【 な 】

■ ノーマイカーデー

環境都市「豊岡エコバレー」の実現に向け、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減するとともに、公共交通の利用促進および日常生活における健康増進などの観点を踏まえ、市民に人と環境にやさしい自転車や公共交通などへ自発的に転換する契機としてもらい「かしこいクルマの使い方」を模索してもらうことを目的とし、毎月第 2 水曜日に実施している

【 は 】

■ 発達障害

発達障害者支援法において、発達障害の定義は以下のとおり。「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」

■ バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、バリアフリーは、障害のある人などが生活するうえで妨げとなる障壁を取り去った状態のことを表す。物理的な障壁だけでなく、人々の意識の問題なども含めて用いられる

■ 兵庫県福祉のまちづくり条例

高齢者や障害のある人を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりの推進を目指し、平成 5 年 10 月 1 日施行された条例。多くの県民が利用する施設及び住宅などの整備基準を定め、生活基盤整備の推進を目的としている

■ 兵庫ゆずりあい駐車場制度

障害者や難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで歩行が困難な方が使用する車いす使用者駐車施設の適正利用を図り、これらの方の社会参加を促進するため、利用証を交付する制度

■ 福祉サービス利用援助事業

判断（意志）能力が不十分な要介護高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人などを対象に、その権利を擁護する事業。成年後見制度を補完するもので、社会福祉協議会が本人、または代理人と契約を締結し、運営審

査会の監督のもと、生活支援員が福祉サービスの利用・援助やそれに付随した金銭管理などを行う事業

■ 包摂

一定の範囲の中に包み込むこと（なお、「社会的包摂」とは、社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、共に支え合い生活していきこうという考え方）

■ 北但広域療育センター

地域療育の拠点として、専門的人材により幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供すると共に、保護者・家族への支援の充実、関係機関などの連携体制の構築を図り、障害のある児童・生徒への総合的な療育を推進する施設

【 や 】

■ ユニバーサルデザイン

障害のある人などが安心して暮らせるよう、障害（バリア）を解消していくのがバリアフリーであるが、ユニバーサルデザインは、まちづくりや商品のデザインなどに関し、すべての人が利用しやすいデザインを最初から取り入れるもの

■ リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方

豊岡市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 4 月 13 日豊岡市告示第 103 号
改正 平成 25 年 3 月 27 日豊岡市告示第 74 号
平成 26 年 4 月 10 日豊岡市告示第 147 号
平成 28 年 4 月 1 日豊岡市告示 151 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づく豊岡市障害者福祉計画（以下「計画」という。）の見直し及び評価を行い、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、豊岡市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (2) 障害者計画の策定に関すること。
- (3) 平成 28 年度の計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 障害者関係団体の代表者
- (4) 公募市民
- (5) 福祉、医療機関の職員
- (6) 雇用及び就労に関する機関の職員
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

附 則 (平成25年3月27日豊岡市告示第74号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに豊岡市障害者福祉計画策定委員会設置要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成26年4月10日豊岡市告示第147号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日豊岡市告示第151号)

この要綱は、告示の日から施行する。

豊岡市障害者福祉計画策定委員会 委員名簿

任期： 平成 28 年 6 月 6 日～平成 29 年 3 月 31 日

(敬称略)

	委員種別	所属団体名	役 職	氏 名	備 考
1	学識経験者	大阪府立大学人間社会システム科学研究科	准 教 授	田 垣 正 晋	
2	地域団体の代表者	若竹の会	会 長	浜 上 喜 代 美	
3	地域団体の代表者	豊岡市区長連合会	副 会 長	木 瀬 堯 后	
4	障害者関係団体の代表者	(特非)はばたけ手をつなぐ育成会	理 事 長	中 井 佳 与 子	
5	障害者関係団体の代表者	豊岡市身体障害者福祉協会	副 会 長	近 本 義 明	
6	障害者関係団体の代表者	豊岡市精神障害者家族連合会	副 会 長	戸 田 悦 造	
7	障害者関係団体の代表者	但馬障害者通所施設連絡会	会 長	宮 下 典 子	
8	公募委員	豊岡市視覚障害者協会	会 長	大 垣 洋	
9	公募委員			松 岡 満 智 子	
10	福祉・医療機関の関係者	(福)豊岡市社会福祉協議会	理 事 長	酒 井 清 道	
11	福祉・医療機関の関係者	豊岡市医師会		小 西 一 生	
12	福祉・医療機関の関係者	兵庫県社会福祉士会	理 事	西 池 匡	
13	福祉・医療機関の関係者	生活支援センターほおずき	セ ン タ ー 長	谷 友 紀 子	
14	福祉・医療機関の関係者	北但広域療育センター	施 設 長	中 江 紀 子	
15	福祉・医療機関の関係者	豊岡市民生委員児童委員連合会		今 井 美 恵 子	
16	雇用・就労関係者	豊岡公共職業安定所	就職促進指導官	植 村 一 正	
17	行政関係者	兵庫県豊岡こども家庭センター	家庭・育成支援課長	川 端 丈 彦	
18	行政関係者	豊岡健康福祉事務所	所 長	柳 尚 夫	

策定經過

豊岡市障害者計画策定に係る グループインタビュー結果報告書

●グループインタビュー結果についての注意

グループインタビューのとりまとめについては、できるだけ参加者の発言を反映しておりますが、一部の名称や表現などを修正しております。

A グループ（肢体障害・内部障害）

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイディア
交通の場面	○円山大橋の東にある坂道の段差や勾配をなくして緩やかな坂にして欲しい。自転車だと危ない。 ○豊岡はノンステップバスが少ない。 ○バスの入り口の段に高さがあり不便。 ○コバスは乗り降りの際にステップがあり、少し上りやすい。 ○今は車に乗ることが出来るが、年を取って車に乗れなくなったら困る。 ★ノンステップバスを増やしてもらったらありがたい。 ★バス運転手には声かけの意識付けだけでもしてほしい。何も声をかけられないのは、不安になる。 ★駐車場などで自分が助けてほしいときに人を呼べるようにしてほしい。助けが欲しいのに、どこに声をかけていいのかが分からないし、人が通りかかるのを待つことになる。 ★鉄道の障害者割引は100キロを超えるのが条件であるが、その制限を廃止してほしい。 ★遠方の病院に通っているため、特急を使っているが特急割引がない。飛行機代は市から割引があるので特急券も障害者割引を設けてほしい。 ★他市は、市バスが、高齢者と障害者は無料であるので豊岡も社会実験としてやってみてはどうか。 ★長く歩けないので、コバスを家の近くまで通るようにしてほしい。コバスのルートやバス停を増やしてほしい。

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイディア
災害の場面	○一人で避難所に行くのは難しい。 ○豊岡の水害の時は防災無線が雨で聞こえなかった。 ○水害の時に市役所へ電話したが通じなかった。 ○災害時は、外に出る方が危ないため、外に出ないようにしている。 ○車で逃げても、車が止まったらそこから動けなくなり困る。 ★災害が起きた時のためにパウチ（ストーマ装具）の保管場所をつくってほしい。
公共施設の場面	○駅のホームで階段の横を車椅子で通過するとき、少し線路側に傾いてあったり、点字ブロックもあることで移動しづらく、線路に落ちそうで不安。 ○外に出かける際、最初に確認するのが、トイレ、自動販売機、休憩所だが、どこにあるのか分からないことがある。トイレも障害者用トイレの場所が分かっていないと不安でなかなか外出できない。 ★場所ごとにここにトイレがある、ここに休憩所がある、などわかりやすく表記してほしい。希望を言うと事前に分かる方がより安心して外出できるからマップなどがあればわかりやすい。

B グループ（視覚障害）

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイディア
交通の場面	★タクシー券（48枚）が毎回1枚しか使えないところを一回で複数枚使えるようにしてほしい。そうすれば、視覚障害者の社会参加が容易になるのではないか。他市ではやっている。
交流の場面	○今までの行事に参加してない人は、広報での発信だけでは参加しない。 ★市で交流会をしてほしい。（楽しむ場と困っていることを話す場） ★参加してない障害者に対して「来てください」ではなくこちら側が迎えにいけるような仕組みがほしい。
災害の場面	○災害などで一人になった時に、弁当の支給場所もわからない、トイレの場所もわからない。そういう場合はどうすればいいのかがわからなくて不安。また、まわりの人に聞いたりすれば情報は収集できるが、常に聞くことも難しい。豊岡市は、避難所での体制はどうなっているのかがわからない。
行政手続きの場面	○利用できる福祉サービスを理解している当事者は少ないと思う。
買い物の場面	○買い物の時にお金を間違った時が怖い。
公共施設の場面	○外出時にトイレや休憩場所などの場所の把握が難しい。 ○福祉会館の玄関の音声ガイドが故障している。 ★トイレなどに音声案内を増やしてほしい。 ★市役所のトイレに音声案内がほしい。
支援の場面	○（支援者）点訳ボランティアの高齢化が進んでいる。若い方のボランティアが集まらない。 ○（支援者）ガイドヘルパーの不足により遠い所は、同行援護できないという現状。 ★（支援者）専属のガイドヘルパーなどがあれば、利用者を遠いところまで同行できる。 ★（支援者）交流の場に参加していない人に参加してもらいたい。来られていない方に広報をしてほしい。
外出する場面	○外出したいが、家族の心配やトラブルを避けて外出しない人も

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイデア
	多いと思う。 ★家にこもりがちの視覚障害者に社会参加してもらいたい。
通信の場面	★福祉のしおりの内容や社会参加することができる会や組織の紹介などを盛り込んだ CD を配布し、福祉サービスなどを知ってもらうとともに社会参加してもらえきっかけづくりを試みてはどうか。
思い・その他	○頼むだけではなく、自分でも工夫して改善できるようなことは改善していきたい。

C グループ（聴覚障害）

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイディア
交通の場面	○駅で、電車の遅れが文字で表示されていないので困ったことがある。 ★電車でも、音声の案内だけでなく、目で見えて情報が入手できるようにしてほしい。
福祉サービス利用の場面	★手話通訳の派遣事業を充実してほしい。 ★通訳派遣の幅を広げてほしい。
交流の場面	○防災無線で地域行事の情報が流れているが、聞こえなくてわからない。 ★地域行事の情報を FAX など流してほしい。
就労の場面	★職場の研修などに、講師は手話ができなく、資料を見るだけになってしまう。昇格のための手話通訳の派遣を企業へできるようにしてほしい。
権利擁護・差別の場面	★（支援者）障害者差別解消法がスタートし、行政は法的義務で、民間は努力義務であるが、きちんと努力してもらえるような取り組みをしてほしい。 ★豊岡市議会のインターネット中継の内容に対しての手話通訳がなく、わからないのでワイプで手話通訳をつけてほしい。
災害の場面	★災害時に聴覚障害者が集まることができるようなマップを作してほしい。 ★避難所でベストを用意するなど、一目で障害がわかるような工夫がほしい。 ★同じ障害のある人が、バラバラに避難所へ避難するよりも一箇所に集まりたい。その方が、安心するし、コミュニケーションが取れる。また、手話通訳者も一箇所に集まることが出来る。
行政手続きの場面	★（支援者）専任通訳者がいる行政窓口を設けて、相談体制を充実させてほしい。
買い物の場面	○お店のドライブスルーへ行くときに、口頭での注文ができないので困る。 ★お店のドライブスルーの時に、タッチパネルなどで注文できるようにしてほしい。

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイデア
意識啓発活動 の場面	○障害者週間の間に何をしているかが分からない。 ○（支援者）手話の養成講座の受講生が少ない。 ○（支援者）手話通訳者の養成講座の参加者が多くなるような工夫が必要。 ★（支援者）障害者週間の時に手話講習会などを開講してほしい。 ★（支援者）手話通訳者の人口を増やしたい。 ★（支援者）市民が簡単な手話ができるような教育を進めたい。 ★それぞれの学校で手話教室を開いて欲しい。そうすれば、社会参加が広がると思う。
観光・おもてなし の場面	★（支援者）観光している聴覚障害のある人に対して、市民が手話であいさつできるような環境をつくりたい。
思い・その他	★（支援者）手話通訳者を正規職員（経済的な保障）として配置してほしい。

D グループ（知的障害）

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイディア
交通の場面	○通常は自転車で仕事場に通っているが、雪などで自転車が使えない場合にバス利用する。しかし、バス停が遠く自転車で行くより大変になる。 ○免許を持っていないので行動範囲に制限がある。 ★（保護者）ほとんどが車の免許を持っていないため、交通網が発達している所にグループホームを作してほしい。
生活の場面	○火やガスなどが怖くて、料理が作れない。 ○お金の管理や家事は、親がいないと困る。 ○（保護者）親の高齢化が進み、子どもに支えられないといけないう年齢になってきた。 ○（保護者）親子同士で支え合いながら役割を持って生活することは、生きがいに繋がる。 ○体調管理は、自分で考え、わからない時は相談している。 ○（保護者）高齢化が進み、親がいなくなった後が心配。元気な時に考えないと、何かが起きてからでは遅い。 ○家では、自分の意見が言いにくい。 ★今の家で自立した暮らしがしたい。
福祉サービス利用の場面	○豊岡市のグループホームは少ない。 ○（保護者）グループホームは地域の人の理解が必要。 ★（保護者）今は一緒に暮らしたいが、ゆくゆくは、一緒に入れるグループホームがほしい。 ★1つの建物に、障害者と高齢者が合同で住めるグループホームがほしい。
交流の場面	○くすの木学級のネットワークで友だちができた。 ★くすの木学級のような機会は、今後も続けてほしい。
就労の場面	○仕事は楽しい。 ○職場でケンカしたことはない。 ○職場の人と遊びに行ったことがない。（10年以上就労の方） ○仕事で困っていることはない。
行政手続きの場面	○手帳の切り替えは自分でしている時もあれば、親にしてもらっている時もある。

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイデア
買い物の場面	○買い物する場所が遠い。 ○高齢の親と買い物するときは、買ったものを持つようにしている。
選挙の場面	○政治に関心があり、この前も期日前投票に出かけた。

E グループ（発達障害）

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイデア
交通の場面	○但東町は移動が大変でバスの本数が少ない。 ○原付バイクで但東町の職場へ向かう時にバスがすぐ隣を通るので危険。 ○バスの回数券の販売所が少ないのでなかなか買いに行けない。 ○（保護者）家が遠いと何をするにも、車の送迎が基本となるので大変。 ★移動支援の対象利用者を広くして欲しい。 ★バスを電子マネーにすれば便利だと思う
生活の場面	★（保護者）グループホームを増やして安心した暮らしをしてほしい。
福祉サービス利用の場面	★（支援者）障害福祉サービスだけにとどまらず様々な制度を利用しながら障害者が暮らせるような仕組みがほしい。
交流の場面	○交流会などの余暇活動の場所が遠いとあきらめることもある。 ○休みは家で過ごすことが多い。
就労の場面	○豊岡市が合併により広がったことで、就労場所と住居の距離が遠くなった。 ★（保護者）大きな会社が就労の意思がある障害者に対して雇用する機会を増やしてほしい。 ★就職に関しては、自分ができるところ、できないところを把握しアピールする必要がある。
権利擁護・差別の場面	○発達障害は周りから理解されにくい。 ○障害者扱いされていていやな思いをしたことがある。 ○（支援者）自分が発達障害だとわかっている人は少ない。 ★（支援者）障害者はマイノリティではなく、共存することが必要。
年金受給の場面	★（保護者）障害年金をもう少し増やすことができないか。（ほとんどが生活費として消えてしまい、社会参加するための費用を増やしたい）

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイデア
地域活動支援センターの場面	○（支援者）たくさんの人が事業所に行きにくい障害者もいる。 ○（支援者）たくさんの人がいると事業所に行きにくい方が普段どういう生活をしているか把握できていない。 ○（支援者）役割を持って仕事や創作活動をしてもらうといきいきして活動している。 ○（支援者）踏み出す場としてやりたいことをやってもらうように心掛けている。 ○（支援者）利用者が利用しなくなったあとの進路はある程度把握している。 ○（支援者）利用者には障害年金をもらっているから就労継続支援 B 型でいいかなと思っている方もいる。

F グループ（精神障害）

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイデア
交通の場面	○手帳を持っていないのでバスの料金が半額にならない。 ○交通手段が便利ではない。 ○バス料金の掲示板に、障害者割引の料金がないので計算しにくい。
生活の場面	○親が亡くなると、一人で暮らしていけるかが不安。 ○施設や家族に、自分の病気や障害を理解してもらっていると思う。 ○家族に病気を理解してもらえない。 ○近所に、自分の障害のことを知られていると思うが、いやな思いをしたことがない。 ★パートナーと、声かけや、相談しながら生活をしていきたい。 ★声をかけ合える人がいなくて、部屋が片付かない。 ★体調が悪い時に片付けなどを手伝ってくれる人がほしい。 ★今は家族と暮らしているが、今後一人暮らししていきたい。 ★入居者同士が一緒に楽しめるようなアパートに住みたい。
福祉サービス利用の場面	○昔は一人で暮らしていたが、ショートステイができてうれしい。 ○社会福祉協議会にお金の管理をしてもらっている。 ★昔、病気がしんどくて、引きこもりがちになったときは、一人でゆっくりできる場所（ショートステイなど）がほしかった。 ★65歳になると、介護保険に移るらしいが、サービスがどのように変わるかがわからない。また、手続きもわからないので不安。
交流の場面	○自分の話を聞いてくれる人がいない。理解してくれる人がいない。 ○地元の喫茶店は高いが、相談や話し合う場になっている。 ○障害が理由で遠くへ行けないことで、友人と疎遠になっていく感じがするので自分から避けてしまう。 ★社会に参加できる場がほしい。
就労の場面	○仕事は、今は落ち着いてから探していきたい。 ○病気になる前に、仕事の資格やスキルを取っていればよかった。 ○薬の副作用が心配で、仕事ができない。 ○仕事はしたいけれども、通院しながらだと大変。 ★仕事に必要な、資格やスキルを勉強したい。
相談する場面	○病気がわかったときは、どこに相談すればわからなかった。

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイデア
入院・通院する場面	○入退院の繰り返しで引き取り手がいなくなって困った。 ○病院に通院するとお金がかかり、障害年金だけでは、足りなくなってしまう。 ○病気で引きこもりがちなときに病院の先生から障害者施設を紹介してもらって助かった。 ○入院している時は、お金を管理することがなかったが、いきなり一人暮らしすると難しい。

G グループ（重症心身障害）

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイディア
生活の場面	○家族で出かけることが少ない。 ○当事者の兄弟の行事に出ることが困難。
福祉サービス利用の場面	○ショートステイを利用している時に「親が楽をしたい」と思われることがあるので預けにくい。 ○小児科の先生から、当事者が20歳になったら小児科を卒業してほしいと言われて困っている。 ○学校を卒業してからだと、ショートステイが受け入れにくくなっている。 ○20歳すぎたら小児科を卒業してほしいといわれるが、その他の科で見てもらえる医師が少ない。 ★土日祝に預かってもらえて、夜間も対応してくれるショートステイが欲しい。 ★親がいなくなると危険。ショートステイが必要であり、利用できる条件や内容を充実してほしい。 ★ショートステイが人員不足であれば、いつも利用している訪問介護の方やヘルパーの方に入ってもらえないか。 ★小児科を卒業しても、ショートステイを利用できるようにしてほしい。
交流の場面	★元気で、病院にかかることがない重症心身障害児もおり、かかりつけ医がいらない状態である。しかし、突然病気になったりするとかかりつけ医がいないと大変なので、声かけをしてほしい。 ★健常者と障害者の交流を増やして欲しい。
権利擁護・差別の場面	○差別が残っている。子どもに「へんなのがいるぞ」と言われた。 ★子どもだけではなく、親にも障害者への理解を深めてほしい。
災害の場面	○災害時安心ファイルの更新方法がわからない。災害情報は共有され、連携できているのか。 ○これから親の高齢化が進むと、障害者を抱えて避難できない。 ★障害種別ごとに、利用できる避難場所の対応マニュアルを作してほしい。 ★豊岡市は、災害に対してどのような備えがあるか教えてほしい。

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイデア
相談する場面	○悩んでいることをどこに相談すればいいかわからない。 ○相談所まで行って相談することが大変なので、行かない人も多いと思う。 ○相談員の異動がはげしくて馴染めない。信頼関係が築けないまま異動してしまう。 ★制度を詳しく知らないので相談した時に、多くの提案をしてほしい。 ★合併前は、保健師が訪れて、相談ごとだけではなく、日頃の話を聞いてくれる機会があった。しかし、話を聞いてくれる機会がなくなっている。親の精神面にも寄り添ってもらえる相談の場がほしい。

Hグループ（障害児等）

場面	○…現状・課題 ★…ニーズ・アイディア
交通の場面	○自転車で街中（出石）の曲がり角を曲がる際に建物が死角となり自転車や車、人にぶつかりそうになる。ミラーがあっても見えにくい。 ○道端に溝が多いので自転車などで通るときに危険。 ○冬は、道が凍っているところがあり、滑りやすく危険。 ○自転車で通学している時に暗くて周りが見えにくい。 ○乗り物の乗り方では困ったことがない。 ○実習などで電車に乗る練習をしているので安心して乗れる。 ★バスなどの運行本数を増やして欲しい。
生活の場面	○人と話すときに思いを伝えることが難しい。 ○家族が帰ってくるまでごはんが食べられない。 ○施設に大きい声を出す人がいるから気になる。
学校の場面	○先生の話を受けているか不安。 ○先生の話を実際に聞くためにメモと取るようにしている。
放課後の場面	○一人でごはんが作れない。 ○家に置いてあるごはんをいつ食べていいのかわからない。 ○学校から家に帰ってすぐ寝てしまうので夜は眠れない。 ○友人がいないので遊びに行くことがない。 ○インターネット使用時に悪質なサイトにアクセスしてしまったことがある。悪質なサイトにアクセスしてしまった時は親を呼んで解決した。 ○宿題をやっていたら遊ぶ時間がなくなる。 ○昔の友人に追いかけて、捕まりそうになった。
余暇の場面	○家族や友人、先生と話す。 ○小説を書く。 ○生徒会の活動をする。 ○漫画を書く。 ○イベント（祭りなど）を楽しむ。

豊岡市障害者計画

平成 29 年 3 月発行

豊岡市 健康福祉部 社会福祉課 障害福祉係
〒668-0046 兵庫県豊岡市立野町 12 番 12 号

電 話：0796-24-7033

F A X：0796-24-4516

Email：shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp

ホームページ：http://www.city.toyooka.lg.jp